
プロジェクト **税効果会計**

項目 **本日の審議事項**

検討の経緯

1. これまで、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の論点（監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）に関わる論点を含む。）について、第 290 回企業会計基準委員会（2014 年 6 月 26 日）及び第 5 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2014 年 6 月 18 日）から検討を行ってきた。
2. 第 298 回企業会計基準委員会（2014 年 10 月 23 日）及び第 10 回専門委員会（2014 年 10 月 22 日）においては、今後の検討の進め方について、繰延税金資産の回収可能性に関連する実務指針を先行して移管することを提案し、その方向で議論を進めている。
3. 第 303 回企業会計基準委員会（2015 年 1 月 9 日）及び第 12 回専門委員会（2014 年 12 月 25 日）では、監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案の方向性について、監査委員会報告第 66 号の会社分類に関する規定をベースに見直しを行うことで識別された課題に対応することを提案し、その方向で課題を解決しうるか、現在、適用指針の文案の形で審議を行っている。
4. また、全体像を把握するために、第 305 回企業会計基準委員会（2015 年 2 月 6 日）及び第 14 回専門委員会（2015 年 1 月 30 日）においては経過措置及び適用時期について、第 306 回企業会計基準委員会（2015 年 2 月 20 日）及び第 15 回専門委員会（2015 年 2 月 17 日）においては開示（注記）について、それぞれ審議を行った。
5. 上記の審議と並行して、これまでに財務諸表作成者及び監査人に対する意見聴取（アウトリーチ）を行っており、第 305 回企業会計基準委員会及び第 14 回専門委員会において、その概要を報告した。その後、財務諸表利用者に対するアウトリーチも行っており、本日はその概要を報告する。

本日の審議事項

6. 本日の委員会では、第 307 回企業会計基準委員会及び第 16 回専門委員会までに聞かれた意見を踏まえ、引き続き、仮に監査委員会報告第 66 号の会社分類に関する規定をベースに見直しを行う場合の適用指針の文案について審議する（第 307 回企業会計基準委員会及び第 16 回専門委員会において聞かれた意見は審議事項(7)-4

に記載した。)

また、繰延税金資産の回収可能性に関する開示(注記)についても、財務諸表利用者に対するアウトリーチで聞かれた意見を踏まえ、審議を行う(財務諸表利用者に対するアウトリーチで聞かれた意見は審議事項(7)-6に記載した。)

- 仮に監査委員会報告第66号の会社分類に関する規定をベースに見直しを行う場合の適用指針の文案の検討(審議事項(7)-2)
- 繰延税金資産の回収可能性に関する論点の検討((分類2)及び(分類3)の要件)(審議事項(7)-3)
- 開示(注記)に関する論点の検討(審議事項(7)-5)

以上